（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　［略］ 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。 ［3・4　略］ （連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項） **第三条**　［略］ 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成するものとする。 3　［略］ 4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって信用協同組合等の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 ［二～九　略］	（単体における事業年度の開示事項） **第二条**　［同上］ 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。 ［3・4　同上］ （連結会計年度の開示事項） **第三条**　［同上］ 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。 3　［同上］ 4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって信用協同組合等の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 ［二～九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正）

第四条　金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業年度の記載事項） **第三条**　最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「自己資本の充実の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項を記載するものとする。 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。 3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　連結の範囲に関する次に掲げる事項 イ　連結自己資本規制比率告示第三条の規定により連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団（以下この項及び次項において「会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	（事業年度の記載事項） **第三条**　当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「自己資本の充実の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第六項並びに第五条第一項第十二号及び第十三号において同じ。）に関する開示事項を記載するものとする。 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。 3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　連結の範囲に関する次に掲げる事項 イ　連結自己資本規制比率告示第三条の規定により連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲（以下「会計連結範囲」